

2025年12月24日

## 「空港グランドハンドリング事業取引適正化ガイドライン」に関するコメント

航空連合  
事務局長 坂元 慎平

- 本日、「空港グランドハンドリング事業取引適正化ガイドライン」が国土交通省航空局よりリリースされた。
- 航空連合は、コロナ禍の以前から空港グランドハンドリング人材の不足を愚直に訴え、関連する様々な課題に主体的に取り組んできており、本年1月には各空港における職場の声に基づき、独自の「適正取引ガイドライン」としてとりまとめ、加盟組合にその活用を促してきた。
- 並行して国に対しては、より実効性の高い下請法に基づく業種別ガイドラインの新規策定を求め、その結果、本年4月より有識者会議(WG)が設置され、航空連合としても積極的に意見具申をおこなってきたところであり、現行の下請法が2026年1月に取適法に改正される節目に、国がガイドラインを策定・公表したことは、大変画期的なことと受け止めている。
- 今回策定されたガイドラインでは、グラハン業における適正取引の推進が、そこで働く従業員の安全や健康、ひいては航空機の安全運航に資することがうたわれ、また、グラハン業が関わる受委託構造の重要な部分を成しながら、取適法の適用外とされる取引契約についても、独占禁止法の適用対象となることが明記された。
- 適正な取引が価格交渉や取引条件のみならず、最終的には「空の安全」に直結するという認識が、本ガイドラインの大きな柱となっていることを高く評価するとともに、外国航空会社からの受託が今後も伸びゆく重要な成長領域であることを鑑みれば、独占禁止法の優越的地位の濫用を防止する観点から整理がなされたことは、国内のグラハン事業者を守る上で極めて大きな意義がある。
- 今後は、全国に中小も含めて多数の事業者が存在し、また多重の受委託構造からなるグラハン業界において、本ガイドラインに基づき事業者間の取引契約が適切に確認され、必要に応じて見直しを図るなど、実効性の向上が課題となる。
- 航空連合は、目前に迫る2026春闘においても本ガイドラインを最大活用し、適正取引はもとより価格・運賃転嫁の必要性の観点も含め、加盟組合と連携して経営チェックに取り組むとともに、中長期的な視座に立ち「働く仲間が安心して長く働き続けたいと思える産業の実現」を目指し、空港グランドハンドリング業の持続的な発展に向けて取り組んでいく。

以上